



せなみっこ

第12号

令和5年1月27日

村上市立
瀬波小学校



瀬波小HP

「成人年齢引き下げ 18歳成人 大人の仲間入り」 ～自立した大人になるために～

校長 若月 隆雄

明治時代から約140年間、日本での成年年齢は20歳と民法で定められていました。この民法が改正され、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に変わりました。これによって、2022年4月1日時点で18歳、19歳の方は2022年4月1日に成人となりました。また、2022年4月1日以降に18歳になる方（2004年4月2日以降に生まれた方）は、18歳の誕生日から成人となります。

近年、公職選挙法の選挙権年齢や憲法改正国民投票の投票権年齢を18歳と定めるなど、18歳、19歳の若者にも国政の重要な判断に参加してもらうための政策が進められてきました。こうした中で、市民生活に関する基本法である民法でも、18歳以上を大人として扱うのが適当ではないかという議論がなされ、成年年齢が18歳に引き下げられました。なお、世界的にも成年年齢を18歳とするのが主流となっています。

さて、1月9日は「成人の日」でした。全国各地で「成人式」「二十歳の集い」等の式典が行われました。20歳を対象とした式典を行う自治体が多かったようです。村上市では、1月7日に延期になっていた「二十歳のつどい」が行われました。瀬波小学校では、1月20日（金）に4学年PTA行事で二分の一成人式を行いました。18歳成人なので、二分の一成人式のあり方についても検討が必要です。

何より18歳になった時に自立している子どもたちを育てていかなければいけません。そのためには、家庭教育、学校教育、社会教育のより一層の連携・協働が必要です。生涯学習の視点に立った学校教育を展開していき、誰一人取り残されることなく、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所で自らに適した手段や方法で学ぶことができ、心豊かな人生を送ることができるようにしていきたいものです。

【成年（18歳）になるとできること】

民法が定めている成年年齢は、「一人で契約をすることができる年齢」という意味と、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになるということです。親権に服さなくなるため、自分の住む場所、進学や就職などの進路なども自分の意思で決定できるようになります。さらに、10年有効のパスポートを取得したり、公認会計士や司法書士、行政書士などの資格を取得したりできるようになります。女性が結婚できる最低年齢は16歳から18歳に引き上げられ、結婚できるのは男女ともに18歳以上となりました。

【成年（18歳）になっても、20歳にならないとできないこと】

一方、成年年齢が18歳になっても、飲酒や喫煙、競馬などの公営競技に関する年齢制限は、これまでと変わらず20歳です。健康面への影響や非行防止、青少年保護等の観点から、20歳という年齢が維持されました。

いじめ見逃しゼロ 県民運動

